

1 授業の到達目標及びテーマ

生徒指導の目的は、児童生徒が将来社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助である。しかしながら、いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の反社会的或いは非社会的問題行動が深刻な社会問題にまで発展しており、これらへの教師の対応など、学校の生徒指導の在り方が問題となる場合も多い。

また、進路指導は、生徒が主体的に適切な進路を選択して進路実現を図るための支援・援助である。

本講座では、生徒の問題行動に対する理解と対応並びに青少年期における成長の過程において生徒の自己指導能力を育成するために教師は生徒とどう関わっていくべきなのかについて考察する。

これら生徒指導、進路指導の在り方を通して、教師として人間として生徒といかに向き合うか、学校における人間教育の在り方を探求・考察することを目的とする

2 授業の概要

生徒指導上の諸問題についての現状を把握するとともに具体的なケースに即して事例研究を行い、適切な生徒指導の在り方を考察する。また生徒指導を通じて育成される自己指導能力により、生徒自身の人間としての生き方や考え方が深められ、将来を見据えた進路実現へと結びついていくことについて、キャリア教育とも関連させながら学習する。

生徒指導と進路指導は個別の指導に基づく一領域ではなく、密接な関わりをもった学校教育の重要な一機能である。学校生活の全体を通じて、生徒と人間として向き合い、生徒の人的成長を導く生徒指導、進路指導の在り方を考察する。

3 授業実施計画 授業時間 18:45～20:00

回	授 業 内 容
第1回	オリエンテーション 生徒指導上の諸問題について( )～いじめや暴力行為等の反社会的問題行動に関する高校生の現状について、各種データから理解する。
第2回	生徒指導上の諸問題について( )～不登校等の非社会的問題行動等に関する現状について、各種データから理解する。
第3回	生徒指導とは～生徒指導の意義や基本的な性格、生徒指導と教育課程等について、関係法令や学習指導要領等にふれながら学ぶ。
第4回	ケース研究( - 1 )～喫煙や暴力行為等の具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。
第5回	ケース研究( - 2 )～喫煙や暴力行為等の具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。
第6回	学校における生徒指導体制並びに学級担任と生徒指導～充実した生徒指導を推進するための組織・体制・計画の在り方について、県教育委員会の指針や県内高等学校の生徒指導年間計画等の具体例を通して学ぶ。 また、学級担任として、生徒理解に基づく学級運営や問題を抱えた生徒やその保護者との関わり方などについて、具体的事例に基づき考察する。
第7回	ケース研究( - 1 )～不登校について、具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。
第8回	ケース研究( - 2 )～不登校について、具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。
第9回	ケース研究( - 1 )～いじめについて、具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。
第10回	ケース研究( - 2 )～いじめについて、具体的事例に基づき、学校や教師の対応のあり方について考える。

第11回	懲戒と体罰 ~ 生徒への懲戒と体罰について考察する。
第12回	中間テスト ~ 1回から5回までの内容について考査を行う。
第13回	少年法 ~ 少年法及び少年事件の処遇について理解を深める。
第14回	危機管理 ~ 学校に関わるさまざまな事故についての危機管理の在り方について考察し、理解を深める。
第15回	高校時代の進路指導について ~ 自己の進路選択・決定と高校における進路指導について振り返り、進路指導の在り方について考察する。
第16回	進路指導の歴史( ) ~ 学校教育における進路指導について、その歴史の変遷を学習し、進路指導について考察を深める。
第17回	進路指導の歴史( ) ~ 学校教育における進路指導について、その歴史の変遷を学習し、進路指導について考察を深める。
第18回	進路指導とキャリア教育 ~ フリーターやニートなどが社会問題化する中で、進路指導とキャリア教育について考察する。
第19回	事例研究 ~ 高等学校における進学指導・就職指導について事例に基づいて考察を深める。
第20回	期末考査 ~ 第13 ~ 19回までの授業の内容を踏まえ、テストを行う。
<p>テキスト とくに指定しない。</p> <p>参考書 授業において、適宜紹介する。</p>	
<p>学生に対する評価 小テスト、期末考査...合計60% 小レポート(不定期)...20% 授業中の発言やディスカッションへの参加などの平常点...20% なお、欠席1回ごとに5点減点とし、5回以上の欠席は失格とする。</p>	